

社会福祉法人大衡村社会福祉協議会評議員並びに役員の報酬等に関する支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大衡村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員並びに理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬、旅費及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 本会の会長（以下「会長」という。）には、報酬として月額50,000円を支給する。ただし、関係行政機関の職員である場合には、報酬は支給しない。

2 評議員及び会長以外の役員の報酬は、無報酬とする。

(旅費の支給)

第3条 評議員及び役員が出張した場合には、予算の範囲内で旅費を支給する。

(出張命令)

第4条 前条の出張は、会長の発する出張命令によって行われなければならない。

(旅費の計算)

第5条 旅費は最も経済的な通常の通路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上必要、又は天災、その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現によって経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(会議出席などの費用弁償)

第6条 評議員、会長以外の役員及び、評議員選任・解任委員、その他委員等が会長の招集する会議に出席したとき及び部会員が部会長の招集する会議に出席した場合には、費用弁償として日額2,500円を支給する。ただし、当該者が関係行政機関の職員である場合には支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 評議員並びに役員に対する報酬等は、次の各号により支給する。

- 1 報酬については、当月21日に支払う。ただし、その日が休日にあたるときはその前日に繰り上げて支払う。
- 2 費用弁償については、前条に規定する会議等の出席時に支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった事項等を控除して支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、令和3年6月11日から施行する。
- 2 平成31年4月1日施行の社会福祉法人大衡村社会福祉協議会評議員並びに役員給与等に関する支給規程は廃止する。